5. 科学· 技術立国戦略	個人住民税の特別徴収手続きの電子化と窓口の一元化
規制の現状	特別徴収義務者(給与支払者)は給与支払報告書を給与所得者(社員)の居住している各市区町村に提出しなくてはならない。また、住民税額決定通知書は、各市区町村から毎年5月末までに特別徴収義務者(給与支払者)に送付され、特別徴収義務者(給与支払者)は6月給与から控除しなくてはならない。現状では、給与支払報告について、各市区町村によって、電子データでの授受が可能であったり、紙帳票の書式が異なっていたり、住民税額決定通知書を電子データで受け取るためには、企業から電子データで給与支払報告を行うことが条件となっていたりと対応が異なっている。
根拠法令等	地方税法第321条の3、4、5
要望内容	住民税特別徴収に係る手続について、全国の市区町村の共通の電子手続システムを構築するなど、電子化及び窓口の一元化を行うべきである。特別徴収税額の電子的な通知は、一部の自治体で行われるようになったが、企業の事務効率向上のためには、全自治体で早急に実施する必要がある。今後の地方分権の流れを見据え、全国の自治体で共通の手続きについては、eLTAXをベースとしつつ、自治体全体でプラットフォームを形成していくことが重要である。eLTAXを全自治体に義務付けるとともに、個人住民税特別徴収に係る手続については、企業の選択により、本社一括処理が可能となるようにするなどの配慮が必要である。
要望理由	各自治体により電子手続の可否が異なるため、給与所得者(社員)の居住地が複数の自治体にわたる大企業では、電子的に一括処理ができず、結果的に紙媒体で処理せざるをえない。全国共通の電子手続が可能になれば、各市区町村と特別徴収義務者の双方にとって、業務処理の大幅な効率化および誤徴収の防止につながる。
制度の所管官庁 及び担当課	総務省自治税務局 各地方自治体

5. 科学· 技術立国戦略	地方自治体における電子申告(eLtax)の全面的な加入
規制の現状	自治体や税目によって地方税ポータルシステムが導入されていないため、地 方税の申告、申請、納税の際に紙ベースでの対応を要する。
根拠法令等	地方税法
要望内容	全地方自治体において電子申告(eLtax)を導入すべきである。
要望理由	全ての地方自治体でeLtaxが導入されなければ、申請方法として紙と電子が混在することになり、業務効率化に繋がらない。 行政刷新会議「ハトミミ.com「国民の声」の受付開始及び規制改革要望の棚卸しについて」(平成22年1月12日)では、「エルタックスに未加入の地方自治体に対して、エルタックスの加入についての積極的な働きかけを行う」こととしているが、期限を付して全面的な加入を働きかけるべきであり、一定期間内に加入しない場合には、クラウド技術によって、未加入自治体もカバーするといった対応を行うべきである。
制度の所管官庁 及び担当課	総務省自治税務局

5. 科学· 技術立国戦略	公的個人認証サービスの署名検証者の民間事業者への拡大
規制の現状	現在、公的個人認証サービスの署名検証者の範囲は、行政機関、独立行政 法人、裁判所、学校法人、士業団体等に限定されており、利用できる場面が限 定されている。
根拠法令等	公的個人認証法(電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律)第 17条
要望内容	公的個人認証サービスの署名検証者の範囲を広く民間事業者にも拡大すべ きである。
要望理由	行政刷新会議「ハトミミ.com「国民の声」の受付開始及び規制改革要望の棚卸しについて」(平成22年1月12日)では、「外部の有識者からなる検討会(公的個人認証サービス普及拡大検討会)を開催し、民間事業者などの意見も伺いながら、民間で公的個人認証サービスを利用できるようにするための検討を進め、平成22年6月頃を目途に一定の結論を得る」とされているが、政府は当初昨年12月を目途に結論を得ることとしていたことも踏まえ、極力早期に結論を得て、新産業・新サービスの創出に向けて、民間での利用を拡大すべきである。
制度の所管官庁 及び担当課	総務省

5. 科学• 技術立国戦略	電子帳簿保存の承認要件の見直し
規制の現状	会計システムや関連業務システムにおける明細データを電磁的に記録し保持する、会計関連データの訂正・加除履歴の保持や検索性を確保することなど、電子帳簿保存法の承認を受ける要件が過度に厳格であり、企業の税務関係書類の電子化が阻害されている。
根拠法令等	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(電子帳簿保存法)
要望内容	法に定める「一貫性」「相互関連性」「見読可能性」「検索機能」等は、紙帳簿では具体的に求められていない要件である。紙による保存よりも過度に厳格となっているこれらの要件を見直すべきである。
要望理由	電子帳簿保存法の厳格な適用により、紙帳簿による保存と電子帳簿による保存が中立な制度となっていない。電子帳簿保存により、企業サイドのみならず、当局の事務効率化も図るべきである。紙による保存よりも、むしろ電子的保存を促進する観点で法を見直すべきである。
制度の所管官庁 及び担当課	国税庁

5. 科学• 技術立国戦略	住民基本台帳ネットワークシステムの民間での利用
規制の現状	住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)の利用の対象となる事務は 行政事務に限られている。 日本年金機構(旧社会保険庁)は2006年9月より住基ネットの利用を認められ、公的年金の支払にあたっては、年金受給者による現況届の送付・返信手続きが原則不要となっている。
規制の根拠法令	住民基本台帳法第30条の7 第3項
要望内容	民間企業による重要な連絡・案内等に関わる顧客の住所確認事務や生存確 認事務などについて、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能とすべ きである。
要望理由	現在、顧客に対し重要な連絡が必要で住所が不明な場合、企業が個別に確認するか、あるいは外部委託業者による市区町村への照会を実施しているが、住所判明まで日数を要する上、住所判明に至らず、利用者への連絡が困難なケースもある。 例えば、個人年金保険の年金支払いに際して、市区町村長証明印を受けた現況届を年金受取人から提出してもらうこと等により被保険者の生存確認を行っており、高齢の年金受取人等にとって大きな負担が生じている。
制度の所管官庁 及び担当課	総務省自治行政局

5. 科学· 技術立国戦略	一般用医薬品のインターネットを含む通信販売規制の見直し
規制の現状	改正薬事法施行規則が2009年2月6日に公布(2009年6月1日施行)された。 この改正により、旧法下で認められていた郵便その他の方法(郵便、カタログ、 ちらし、インターネット等)を通じた大衆薬の販売については、経過措置による 一部の例外を除いて第3類医薬品に限定される。
規制の根拠法令	改正薬事法第36条の6 改正薬事法施行規則第15条の4、第142条(準用)、 第159条の14~18 厚生労働省令第114号
要望内容	消費者の利便性と安全の確保の両立を図った上で、第3類以外の一般用医薬品についても広く通信販売が可能となるような提供方法を検討し、薬事法施行規則を再改正すべきである。
要望理由	2009年12月4日に公表された規制改革会議の「重要取組課題」でも、本件については「これまで何ら問題となっていない販売形態を実証的根拠なく禁ずる規制強化であり、消費者利益を毀損し、事業者間の公平性を阻害(地方の中小薬局等のビジネスチャンスを不当に制限)している」とし、規制改革の期待される実現効果として、「消費者の選択肢が多様化し利便性が向上する。特に、障害者、高齢者等外出が困難な人や近隣店舗の品揃えが十分でない地域の人にメリットが大きい。事業者間の公平性が確保され、地方の中小薬局にも地理的な制約を超えてビジネスチャンスが拡大する」としている。
制度の所管官庁 及び担当課	厚生労働省医薬費食品局総務課

5. 科学· 技術立国戦略	自動車盗難対策の強化
規制の現状	インターネットオークション事業者が盗品の申告義務に違反した場合、現在 は行政処分や罰則の規定がない。
規制の根拠法令	古物営業法第21条の2、第21条の3
要望内容	インターネットオークションにおける盗品(自動車・カーナビ)の流通を阻止するため、相手方確認を強化するとともに、盗品の申告義務違反に対する行政処分・罰則の規定を設けるべきである。
要望理由	インターネットオークションは出品者の匿名性が高く、自動車やカーナビの相当数の盗品が不正に流通していると考えられる。相手方確認を義務化するなどして強化するとともに、盗品の申告義務に違反した場合には行政処分・罰則を科す旨を制度化し、インターネットオークション事業者の責任を重くすれば、インターネットオークションを使った盗品(自動車・カーナビ)の売買への監視が強化され、犯人グループの売却手段を制限することができる。 なお、行政刷新会議「ハトミミ.com「国民の声」の受付開始及び規制改革要望の棚卸しについて」(平成22年1月12日)では、「有識者等により構成される総合セキュリティ対策会議において、平成21年9月から平成22年3月までの間、インターネット・オークションにおける盗品の流通実態及び警察と事業者等との連携の在り方等について検討する」(平成21年度検討・結論)とされており、その成果を期待している。
制度の所管官庁 及び担当課	警察庁 財務省関税局